

別記様式（第2条関係）

写真貼り付け箇所	第	号
	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
	年 月 日生	
	有効期限	年 月 日

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第25条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

第25条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権限の委任等)

第38条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 略

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第47条 第25条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。